

東京情報大学奨学生規程細則

(目的)

第1条 この細則は、東京情報大学奨学生規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、この規程の運用に関し必要な事項を定める。

(出願書類)

第2条 奨学金の支給を願い出る者は、次の書類を学生部長に提出しなければならない。

- (1) 東京情報大学奨学生願書
- (2) 家計収入に関する証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 学科長推薦書
- (5) その他大学が提出を求めた書類

(受給資格)

第3条 奨学金の受給資格は、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、学長が特に認めた場合はこの限りとしなない。

(1) 基本基準

ア 学部4年次に在籍する者

イ 主たる家計支持者の死亡、生別、失職、病気等により収入が著しく減少又は無くなり、学費納入が困難と認められる者又は火災、地震、風水害等により罹災し、経済的に困難と認められる者

(2) 学力基準

原則として、前年度のGPAが各学科・学年の平均値以上の者で、100以上の修得単位数を修得している者

(3) 家計基準

ア 独立行政法人日本学生支援機構の基準に準ずる。

(募集の時期)

第4条 奨学金の募集は、原則として第3条に規定する基準が確定する後学期に行う。

(選考・決定)

第5条 奨学生の選考にあたっては、申請者の所属する学科の学科長が第2条に規定する出願書類を添えて、学生部長へ推薦するものとする。

2 学生部長は、推薦内容を学生部委員会において選考・協議し、選考結果を学長へ報告する。学長はこれを受けて奨学生を決定する。

(奨学生への通知)

第6条 学生部長は、奨学生が決定されたとき、これを申請者、保証人及び当該学科長に通知する。

(奨学生の数)

第7条 奨学生の人数は、原則16名以内とする。

(奨学金の額・時期・支給方法)

第8条 奨学金の額、時期及び支給方法は、当該年度の授業料の2分の1相当額とし、奨学生決定の通知後、分納2回目の授業料の納付を免除（減免）することにより行う。

(辞退)

第9条 奨学金を必要としない事由が生じた奨学生は、何時でも辞退を申し出ることができる。

(返納)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当し資格を喪失した場合は、1カ月以内に納付免除分の全額

を返納しなければならない。

- (1) 東京情報大学奨学生規程第6条に該当したとき。
- (2) 勉学態度の悪化等により奨学生として不相当と学科長が認め、学生部委員会の議を経て、これを学長が決定したとき。
- (3) 正当な理由がなく、第11条に定める届け出を怠ったとき。

(異動届)

第11条 奨学生にして次の各号のいずれかに該当する場合には、保証人連署にて直ちに学生部長に届出なければならない。

- (1) 休学、退学又は除籍の学籍異動があったとき。
- (2) 本人、保証人の身分、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(保証人)

第12条 保証人は、以下の者とする。

- (1) 保証人は、原則として父又は母（親権者等）とする。
- (2) 保証人は、奨学生が第10条の適用を受けたとき、授業料の返納について本人と連帯して責任を負うものとする。

(検討)

第13条 この細則の定めについては、必要あると認めるとき、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、施行の日から起算して3年間（平成26年3月31日まで）効力を有する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。